

平成21年 6 月19日 開会  
平成21年 6 月26日 閉会  
(定例第5回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第52号

平成21年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月3日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成21年6月19日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
杉 谷 早 苗君	赤 井 廣 昇君
青 砥 日出夫君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	足 立 喜 義君
秦 伊知郎君	亀 尾 共 三君
石 上 良 夫君	

---

○6月22日に応招した議員

景 山 浩君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成21年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成21年6月19日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成21年6月19日 午前10時45分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成20年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 議案第45号 鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第9 議案第46号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について
- 日程第10 議案第47号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 南部町公共料金審議会条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第50号 南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第51号 南部町消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第52号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議案第53号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第54号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第55号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第56号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第57号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成20年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 議案第45号 鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第9 議案第46号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について
- 日程第10 議案第47号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 南部町公共料金審議会条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第50号 南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第51号 南部町消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第52号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議案第53号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第54号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第56号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（13名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
6番 杉谷 早苗君	7番 赤井 廣昇君
8番 青砥 日出夫君	9番 細田 元教君
10番 井田 章雄君	11番 足立 喜義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君
14番 石上 良夫君	

欠席議員（１名）

5番 景山 浩君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷口秀人君	書記	伊藤真君
		書記	古曳正之君
		書記	加藤潤君
		書記	田村志乃君
		書記	吉持美奈子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	藤友裕美君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	三鴨英輔君
総務課長	森岡重信君	財政室長	唯清視君
企画政策課長	長尾健治君	地域振興統括専門員	仲田憲史君
税務課長	米澤睦雄君	町民生活課長	分倉善文君
教育次長	稲田豊君	病院事務部長	陶山清孝君
健康福祉課長	前田和子君	保健対策専門員	櫃田明美君
建設課長	三鴨義文君	上下水道課長	頼田泰史君
産業課長	景山毅君	農業委員会事務局長	真壁紹範君
監査委員	須山啓己君		

---

議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 平成21年6月定例議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

南部町議会は5月28日、北朝鮮の核実験に抗議する決議を全議員一致で採択いたしました。

かかる二度にわたる核実験を初めとする一連の北朝鮮の行為は国際世論を無視し、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦であります。

本町議会といたしまして、いかなる理由に基づこうとも正当化の余地はなく、その無謀な暴挙を絶対に容認できません。北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求めるものであります。

新型インフルエンザが南部町町内で発生いたしました。決して予断は許しませんが、町民各位におかれましては、冷静な行動をお願いするとともに、うがい、手洗いなど予防や諸対応を十二分に行っていただきますよう議会からもお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、補正予算案が5件、条例の一部改正案が5件、規約の改正等が3件、合わせまして13件の付議案件について御審議いただく予定になっております。議員各位におかれましては、上程された議案や一般質問などを通じて真摯な議論によりまして、南部町の町づくりに向けた政策論議をお願いいたしまして、6月定例会における議長の開会冒頭のごあいさつといたします。

---

#### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の発展に御尽瘁いただいております。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

この3月定例議会以降、今日までの状況をちょっと報告させていただきたいと思っておりますけれども、草火災など例年起っておりますけれども、去年もなかったわけですが、火災もなく大体平穏に推移をしておりますけれども、インフルエンザが発症いたしまして、これの対策本部の立ち上げをし、後ほどまた詳しく行政報告で申し上げますけれども、現在、県内2例目のインフルエンザ患者の発症を見て対応をしておるような状況でございます。平穏無事という報告をしたいわけでございますけれども、そういう状況でございます。

それから、4月1日付で幹部職員が退職に伴います人事異動を行っております。きょう新しいメンバーでここに座っておりますけれども、後ほどまた簡単な自己紹介をさせたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この間に出生なさった方が14人、そしてお亡くなりになった方が34人ございまして、5月末の人口が1万1,906人ということで、微減傾向にございます。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そして心からなる御冥福を本議場を通じましてお祈りを申し上げます。

本議会におきましては、政府の経済対策に伴う教育施設改修を柱といたします一般会計補正予

算など、13議案について後ほど御上程いただき御審議を賜るわけでございますけれども、慎重御審議の上、全議案とも御賛同賜り御承認をいただきますように、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつにかえたいと思います。

それでは、議員さん方の方から向かって左側の方から異動になった職員の自己紹介をさせますので、よろしくお願いします。

- 企画政策課長（長尾 健治君） 失礼いたします。4月1日より、企画政策課長を拝命いたしております長尾健治でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（森岡 重信君） 総務課長の森岡でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
- 財政室長（唯 清視君） 失礼します。財政室長の唯と申します。よろしくお願いいたします。
- 町民生活課長（分倉 善文君） 失礼します。町民生活課長の分倉善文でございます。よろしくお願いいたします。
- 健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長、前田と申します。よろしくお願いいたします。
- 建設課長（三嶋 義文君） 建設課長、三嶋です。よろしくお願いいたします。
- 病院事務部長（陶山 清孝君） 西伯病院事務部長、陶山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長、頼田です。よろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（真壁 紹範君） 農業委員会の事務局長の真壁です。よろしくお願いいたします。
- 産業課長（景山 毅君） 産業課長を拝命しました景山といいます。よろしくお願いいたします。
- 議長（石上 良夫君） ありがとうございます。職員、議会ともども町政発展のために切磋琢磨して頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

---

#### 午前10時45分開会

- 議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成21年第5回南部町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

2 番、仲田司朗君、3 番、雑賀敏之君。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8 日間と決定いたしました。

---

## 日程第 3 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第 4 諸般の報告

○議長（石上 良夫君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

去る 4 月 15 日、議員研修会を行いました。新型インフルエンザへの対策について及び人権尊重の町づくりを見据えてについて、西部総合事務所福祉保健局及び県教育委員会西部教育局の担当者をお迎えして、議会としての研さんを図りました。今後も年度内 2 回の研修を継続的に実施し、激動する社会情勢の中において、本町の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指し、議会の使命を果たしてまいりたいと思えます。

また、細田議員、石上議員が自治体の財政運営について研修した自治体財政入門研修並びに仲田議員、板井議員が研修された新議員研修については別紙の派遣報告のとおりであります。

次に、5 月 19 日から 20 日にかけて東京メルパルクホールで行われました第 34 回町村議会議長、副議長研修会の報告をいたします。

人口減少社会に進む中、変化の時代における自助、共助、自治のあり方、地域再生と自立自助の精神、小さな自治、小さな地域づくりから大きな未来を望み、南部町におきましては集落、地域振興区、行政へと、小さな単位から組み立て直す。小さな単位だから把握できる自治の原点を研さんし、小さくても輝く自治の哲学、戦略の重要性を認識いたしました。

また、平成の大合併後の町村自治のあり方、今後の町村議会、特に議会活性化につきましては過去の慣例にとらわれることなく、町民生活に直接結びつく行政機関の一決定機関である議会の

機能、役割の重要を踏まえつつ、活性化に向け停滞することなく、日々議員みずからの研さんと資質の向上に努め、町民の信頼と負託にこたえる議会へと進むため認識を新たにすべきとありました。責任の重さを再確認し、本研修で学んだことを今後の議会運営につなげることが重要と考えたところでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 行政報告

○議長（石上 良夫君） 日程第5、行政報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を申し上げます。

新型インフルエンザについてであります。南部町では4月28日早朝、WHO世界保健機関がフェーズ4に引き上げたことを受けまして、当日午前11時に南部町新型インフルエンザ対策本部を立ち上げました。直ちに防災行政無線、なんぶSANチャンネル、ホームページで情報提供し、相談窓口を健康福祉課に設置。また、70歳以上のひとり住まいの高齢者と生活保護世帯に、備蓄していたサージカルマスクを配付しました。

続いて5月8日、成田空港で初の感染者が発生したときは、国が水際での発見であり対処方針上の国内発生ではないといたしましたので、防災行政無線などで、正しい情報に基づいた冷静な対応をしてくださいと広報したところであります。

5月16日には、海外渡航歴のない神戸市の高校生が新型インフルエンザに感染したことが確認され、初の国内発生となったことを受け、直ちに職員全員にその旨をメールで伝達し、防災行政無線などでも、引き続き冷静な対応をと呼びかけてまいったところであります。

次に、6月10日には、初の県内発生が確認され、第5回本部会議を翌6月11日に開催しましたが、患者の行動範囲が極めて限定されているということなので学校、保育園の休校、休園や、イベント、行事の自粛は行っておりません。

このたび、6月15日夜8時30分、南部町内において新型インフルエンザが発生しました。患者は40歳代男性で、6月14日午後7時、フィリピンから関西国際空港に到着後自家用車で帰宅、翌6月15日午前9時、自宅から直接町内医療機関を受診し、新型インフルエンザ疑似症の診断を受け、同日午後8時30分、PCR検査を実施したところ新型インフルエンザウィルスが検出されました。患者は、現在、感染症指定医療機関に入院中であります。南部町の場合も患

者の行動範囲が極めて限定されており、接触者も限定されているということなので、学校、保育園の休校、休園や、イベント、行事の自粛は行っておりません。

町民の皆様には今日まで大変御協力をいただいてまいりましたが、今後におきましても手洗いやうがい、マスクの着用など心がけていただき、万全の備えをしていただきますように御協力をよろしくお願い申し上げます、行政報告といたします。

---

#### 日程第6 報告第1号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、報告第1号、平成20年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長の森岡でございます。それでは、報告第1号、平成20年度南部町繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、内容を御説明いたします。

平成20年度の繰越明許費の額が確定いたしましたので、御報告いたします。以下、12事業について額が確定しております。

左から4列目の金額欄、これが既に議決いただきました繰越限度額でございます。

その右側でございます翌年度繰越額、これが精査の上、繰り越しを最終決定した額でございます。合計で5億726万5,825円でございます。

既収入特定財源は、平成20年度中に特定財源のうち収入があったものでございます。これが932万3,300円となっております。定額給付金事業につきましては国庫補助金、商品券配布につきましては町民の方が商品券を購入されたもの、広域基幹林道事業、それから町道入蔵線改良事業及び町営住宅改良事業につきましては地方債となっております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 以上で報告第1号、平成20年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第7 報告第2号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、報告第2号、平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算

書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 報告第2号、平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算書を議会に報告します。

1枚はぐっていただきまして、内容について説明をいたします。

内容ですけれども、事業名は上下水道の拡張工事、予算計上額が1,452万3,000円です。翌年度に繰り越す金額が、そのうち1,264万3,500円。理由は、配水池の設置箇所の用地の選定に不測の事態を要したためでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 以上で報告第2号、平成20年度南部町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第8 議案第45号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第45号、鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第45号、鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合理約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、県内の町村及び一部事務組合等で構成をしている鳥取県町村職員退職手当組合について、八頭環境施設組合が事業を終了することに伴い職員がいなくなったことから、当該組合が退職手当組合から脱退したいとの申し出があったため、規約を改正をいたすものでございます。

この規約は鳥取県知事の認可後、平成21年8月1日から施行するということになっておるのでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 1 点だけ、ちょっとお聞きしたいと思いますが、この新旧対照表によりますと……。

○議長（石上 良夫君） 細田議員、マイク。

○議員（9 番 細田 元教君） 市町村が入っておられる町村退手組合の八頭の環境施設組合がなくなるという議案でございますが、この組合がなくなって、要は退手組合が1つなくなると。それによって、今まで残っておられる我が南部町を初め、いろんなどこの職員に何か影響があるのかどうか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） これに伴いまして残ったところの影響というのはないというふうに、ありません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 1 点だけお願いします。規約の附則の、この規約は8月1日から施行するということですが、この脱退される八頭、廃止されて脱退されるということですが、いつ付で、既に廃止されているんでしょうか、日程の関係がどういうことになって8月1日付ということになるのか、その点の説明をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 8月1日に施行ということでございますけども、これの規約変更につきましても、これは県知事の認可となりますので、その関係で8月1日からの施行ということにしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 今の鳥取県町村職員退職手当組合の新旧の対照表をちょっと見ますと、新の方に鳥取県町村消防災害補償組合入ってます。旧の方にはないんですが、それで鳥取県町村職員退職手当組合というのは新の方にはないんですが、ちょっとその辺はどのようになっていますか。いつ入ってどういう格好になるか、ちょっとよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時10分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。印刷ミスがございまして、御訂正をよろしくお願いいたします。

新の町村消防災害補償組合、それに対して旧が町村職員退職手当組合となっておりますけども、これは消防災害補償組合に訂正を、よろしくをお願いをいたします。（「ちょっと待てよ、46号に関係せんかや」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時12分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） たびたびの訂正で申しわけございません。先ほど言いましたのは取り消させていただきまして、旧の鳥取県町村職員退職手当組合も新の方に抜けておりますので、追加をお願いいたします。それから、新の方の鳥取県町村消防災害補償組合も旧の方に抜けておりますので、これは差し入れていただきたいと思います。

この中で、八頭環境施設組合が抜けるというのが正しいものでございますので、訂正よろしくをお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 訂正だなくして、これ1枚差しかえてもらった方がいいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） このページ差しかえさせていただきたいと思います。よろしくをお願いをいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時14分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第45号でございます。新旧対照表の訂正をお願いしたいと思います。

新旧ともに鳥取県町村消防災害補償組合に訂正するものでございます。裏面の方も差しかえのため入れておりますけども、このような形で差しかえをお願いしたいと思います。県の町村職員退職手当組合は実施団体であるため入っていないものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、これより、議案第45号、鳥取県町村職員退職手当組規約の変更についてを採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第46号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第46号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第46号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会……。

○議長（石上 良夫君） 副町長、マイク。

○副町長（藤友 裕美君） 及び審査会の共同設置に関する規約の変更について。

次のとおり町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に

関する規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましても、先ほど提案いたしました鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更と同様、町村等の非常勤職員委員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の構成員である八頭環境施設組合が事業を終了することに伴いまして職員がいなくなることから、脱退したい旨の申し出があったため、規約を改正をいたすものでございます。

この規約は、鳥取県知事の認可後としまして、平成21年8月1日から施行するというものになっておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いします。この議案の中身は、八頭環境施設組合が脱退することですけれども、この議案の頭にあります公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会を共同設置するという規約でして、この認定委員会等審査会がどのような組織になっているのかということについて説明を求めます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 共同設置する地方公共団体ということで規約で決めております。第1条にその旨を掲げておまして読ませていただきますが、議会の議員その他の非常勤の公務上の災害または通勤による災害に対する補償につき、公務上の災害または通勤による災害の認定について意見を聞くために、公務災害補償等認定委員会を公務上の災害または通勤による災害の認定及び補償の実施に関する不服申し立てを審査裁定するために、公務災害補償等審査会をそれぞれ共同して設置するものとしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 認定委員会及び審査会がどこに置かれて何名の組織があるのかということについて、具体的な説明ができればよろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 鳥取市にございます。委員の何人かということは承知をしておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、これより、議案第46号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更についてを採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第47号 から 日程第20 議案第57号

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。この際、日程第10、議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてから、日程第20、議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第47号から日程第20、議案第57号までを一括議案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正について。次のとおり南部町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、これまでの統計法が全部改正をされたということで、新統計法になることに伴いまして、必要な条文条項の整備を行うものでございます。

改正後の第36条第1項第1号の規定でございますけれども、これは従来、上位法令により定められているものについては、適用除外をするという項目、除外規定の条文でございます。今度、新たになりました新統計法におきましても、当該個人情報を不正に取得すること、また、知り得た個人情報を漏えいすること、統計調査以外に使用することなど、不正に情報を使用することについては罰則が定められておるわけでございます。

また、同項第3号に規定する統計報告調整法につきましては、新統計法にこの規定が取り込ま

れたということに伴いまして、同号の規定を削除をいたすものでございます。

今回の改正は、法改正に伴う条文整備でありまして、個人情報保護の制度が変更になるというものではございませんので、申し添えておきたいと思っております。

この条例は、公布の日から施行することといたしております。

次に、議案第48号、南部町公共料金審議会条例の一部改正について。

次のとおり南部町公共料金審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、南部町における公共料金について審議を行うため設置されている南部町公共料金審議会の構成員について、従来、委員として職員が入っておりましたが、これを南部町の区域内の公共的団体等の代表者、その他南部町に居住する者というふうに変更をいたすものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からといたしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第49号、南部町営住宅条例の一部改正について。

次のとおり南部町営住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、鴨部の城山住宅の用途廃止及び新たに建設した住宅の供用開始をするために条例を改正をいたすものでございます。

改正の内容としましては、昭和47年に建設した住宅7棟から4棟に削減をし、平成20年度に建設した住宅を2棟から4棟に2棟追加をいたしておるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からといたしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第50号、南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、会見地区の上水道区域について、福里が欠落しておることが判明いたしましたので、追加をするように改正をさせていただくものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第51号、南部町消防団条例の一部改正について。

次のとおり南部町消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

これは、別表の改正でございます。

本議案につきましては、消防団員の出動手当について、その他の出動についての額をこれまでの3,800円から、町長が別に定める額とするための条例改正を行うものでございます。

若干説明申し上げますと、現在、各分団において月3回の車両点検と、これにあわせて町内の防火パトロールを行っていただいております。昨年及び本年の春季における草火災がゼロ件というようなことで、それぞれ成果を上げていただいておりますが、この点検及びパトロールなど通常の出動でないものについては弾力的に手当を支払うため、町長が別に定める額というふうに改正をお願いをいたすものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第52号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案の内容につきましては、議案に記載のとおりでございます。この和解の要旨にも記載をいたしておりますけれども、これは特別障害者手当の申請について健康福祉課職員が事務を怠っていたため、当該手当の申請者が県から受給を受けられなかったことに対し、受給相当額を町がお支払いをすることで、和解をしようというものでございます。なお、この賠償額につきましては、担当職員からは弁済の申し出を受けておるということを申し添えておきたいというふうに思います。以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第53号、平成21年度南部町の一般会計補正予算（第1号）について御説明します。

---

#### 議案第53号

#### 平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成21年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483,188千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ6,446,188千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加と変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年6月19日

南部町長 坂本 昭文

平成21年6月 日

決 南部町議会議長 石上 良夫

---

今回の補正予算の内容の主なものは2つございます。

1つは、国の1次補正で、地域活性化経済危機対策臨時交付金が約3億円配分されて実施する事業でございます。さまざまな事業に充てるように計画をしているものでございます。主なものでございますが、西伯小学校の管理棟改修工事、会見小学校プール改修工事、西伯小学校に太陽光発電装置を設置をする工事、法勝寺中学校パソコン整備、プラザ西伯の冷暖房改修、さくら保育園屋根の改修などを行う予算を計上させていただいております。

また、2つ目ですが、町制5周年記念事業の実施案ができましたので予算化をさせていただいております。

その他の予算の組み替えは、人事異動に伴う調整などをお願いをしておるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。まず、11ページになります。総務管理費、1目一般管理費でございます。人件費の補正を行っておりますが、これは4月の人事異動に伴うものと、共済組合などの負担金の負担率の変更に伴うものでございます。以下、いろんなところに人件費が出ますけども、同じ理由となります。下段の方に補償、補てん及び賠償金でございます。賠償金42万4,000円でございます。先ほど52号で御説明した和解に伴うものでございます。

12ページに移ります。4目のCATV管理費でございます。委託料のCATV地域チャンネルデジタル化委託料でございます。215万3,000円を減額をしております。なんぶSANチャンネルのデジタル放送化のために、中海テレビ放送の施設内にアナログ波をデジタル波に変換する装置を、平成20年度の予算で事業実施したため減額するものでございます。

次に、16目企画費でございます。郷土文化交流の一環としまして、高知県佐川町で法勝寺歌

舞伎及び子供歌舞伎を公演するために、140万7,000円をお願いするものでございます。

次に、17目地域自治振興費でございます。負担金、補助及び交付金のまちづくり推進助成91万8,000円は、赤谷集落の公民館の改修が42万円、東上の集落で橋が落ちております、橋のかけかえ助成というもので49万8,000円でございます。その下にコミュニティ助成51万円をつけておりますけども、これは大国地区振興区で実施されます大国まつりが、国の事業に採択されたことによる予算計上でございます。

次に、20目諸費で

〔テープ中断〕

午後1時23分休憩

---

午後1時25分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○総務課長（森岡 重信君） それでは、合併事業費から進めたいと思います。報償費の天萬庁舎多目的利用施設化検討委員謝礼12万5,000円でございます。天萬庁舎をどのような施設にしたらよいか検討していただく、検討委員の方への謝礼で計上をしたものでございます。その下に備品購入費の総合窓口対应用備品129万6,000円でございます。これは庁舎間をテレビ電話で接続をいたしまして、法勝寺庁舎と天萬庁舎で住民の方と担当者が相談できるように、利便の向上を図るためにお願いするものでございます。

22の合併記念事業でございます。ここでは町制5周年記念事業として、町歌・なんぶ音頭作成、なんぶ100選の選定、町の鳥選定などの事業費をお願いをするものでございます。

13ページに移ります。23目雇用対策費でございます。緊急雇用対策として、町において雇用の場を提供するための予算として53万円をお願いしております。

次は、14ページに移ります。上段の戸籍住民登録費でございますが、賃金の177万1,000円は、産休代替職員の賃金でございます。

選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。委託料の235万2,000円でございますが、これは平成19年5月18日に公布されました日本国憲法の改正手続に関する法律、通称でいいますと国民投票法になりますが、これに基づきまして選挙人名簿システムを改修する必要があるため、お願いするものでございます。

15ページに移ります。上段の社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。消費者行政事業講師謝礼4万円、研修旅費1万8,000円、消耗品65万7,000円でございます。これ

は国の消費者行政活性化交付金を活用いたしまして、より高度な消費者生活相談に対応するために講演会の開催や研修を行うための費用をお願いするものでございます。同じく社会福祉総務費の施設修繕料39万4,000円でございますが、福祉センターいこい荘の浴槽の温度調節器の故障、それから冷暖房設備の温度調節器の故障によるものでございます。

4目高齢者福祉費でございますが、西伯病院に認知症疾患医療センターが整備されたことに伴いまして、地域における認知症ケア体制強化を目的として、国のモデル事業の指定補助450万円を受けまして講演会開催、それから強化担当職員の派遣及び嘱託医設置のため、をお願いするものでございます。

次は、児童福祉費、2目児童措置費でございます。委託料の保育所広域入所委託料246万8,000円は、年度途中で申し込みのあった2名分の広域入所分をお願いするものでございます。

16ページに移ります。5目保育園費でございます。中ほどの工事請負費、さくら保育園屋根改修工事でございます。711万4,000円でございますが、屋根の防水樹脂が広範囲にわたってはく離をしております。これを全面改修するためにお願いするものでございます。

17ページに移ります。保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。賃金の145万5,000円は、これも産休代替職員の賃金でございます。

保健衛生費、2目予防費でございます。扶助費の肺炎球菌ワクチン接種助成114万円でございます。これは、下段の4款1目の病院費で組んでいましたものと組み替えております。当初は西伯病院の独自事業ということでスタートする予定でございましたが、町内の医療機関にもお願いをして、幅広く接種可能とするための補正でございます。

次は、4目母子衛生費でございます。妊婦健診について里帰り先での健診も補助対象となったため、一部を委託料から扶助費へ同額の組み替えをお願いするものでございます。

18ページに移ります。4目農業施設費でございます。需用費でございますが、旧家保存施設修繕は屋根のシートがけでございます。オートキャンプ場は浄化槽修繕、バンガローは浄化槽とベランダの修繕でございます。工事請負費のプラザ西伯冷暖房設備工事1,304万4,000円でございます。これはボイラー装置の老朽化により懸案事項となっておりますが、このたびの経済危機対策臨時交付金で対応するようお願いするものでございます。

次は、5目農業振興費でございます。負担金、補助及び交付金で、多様な集落営農支援事業補助金208万円は、高姫集落において集落営農の取り組みが具体化され、トラクターやリーチモアなどの購入助成でございます。

次に、次世代梨産地育成事業補助金235万2,000円は、本年度から補助内容が拡大され

育成促進対策の補助が可能となり、当該制度の新規要望が2名ございましたので、予算をお願いするものでございます。

19ページに移ります。中ほどに林業費、2目林業振興費でございます。負担金、補助及び交付金の未整備森林緊急公的整備導入事業補助金177万5,000円は、事業主体であります西部森林組合が事業拡大されることによるものでございます。その下に、竹林整備事業補助金1,060万4,000円でございますが、これは森林環境保全税による事業を受けてお願いをするものでございます。その下の貸付金でございます。鳥獣被害防止対策事業貸付金1,718万2,000円は、鳥獣被害対策協議会が行う事業に貸し付けを行う新たな制度でございます。高額な事業費であるにもかかわらず、国の補助金が事業完了後でないでないと交付されないということがございます。事業を円滑に実施するために一時的に町が貸し付けを行いまして、補正をお願いするものでございます。

20ページに移ります。土木費、道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。入蔵線改良事業と天萬寺内線改良事業は国の経済対策を受け、事業の増額をお願いするものでございます。

21ページに移ります。4項住宅費、1目住宅管理費でございます。耐震化改修促進計画策定委託料250万円でございます。この計画を策定することによりまして、個人が住宅の耐震工事を実施する場合に、最大23%の補助を受けることができるようになるものでございます。

8項消防費、1目非常備消防費でございますが、これは11名の退職分でございます。

22ページに移ります。9款教育費、2目の事務局費でございます。中ほどに報償費がありますが、とっとり学力向上支援プロジェクト講師等謝礼90万円でございますが、地域とともに子供たちの学力向上を目指すための研修会等を実施するためのものでございます。

23ページに移ります。小学校費、1目学校管理費でございます。委託料と工事請負費でございますが、冒頭で説明をしました国の補正予算で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付されることになりまして、ここでは3事業をお願いしております。西伯小学校管理棟大規模改修事業で、設計と工事費を合わせまして1億6,222万円、会見小学校プール改築事業、これも設計、工事合わせまして1億2,298万4,000円、西伯小・会見小太陽光発電装置設置事業で、これも設計、工事合わせまして6,059万円というものををお願いするものでございます。次に、備品購入費でございます。同じく国の補正予算に伴うもので2事業をお願いしております。小学校の電子黒板の整備に209万5,000円、それから西伯小学校のパソコン整備に2,041万7,000円でございます。

24ページに移ります。上段の中学校費、1目学校管理費でございます。備品購入費で、小学

校と同様に国の補正予算対応で、中学校の電子黒板の整備に139万7,000円、法勝寺中学校パソコン整備に821万6,000円をお願いするものでございます。

26ページに移ります。3目の学校給食費でございますが、学校給食食育推進事業講師謝礼10万円でございます。今年度から栄養教諭が配置されることになり、学校での食育の推進に取り組むため予算をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。歳入に伴う財源が主なものでございます。

8ページをお開きください。12款の分担金及び負担金、2目の民生費負担金69万1,000円の増でございます。年度途中において広域入所に2名の申し込みがございました。その増加分をお願いするものでございます。

その下の1目民生費国庫負担金67万4,000円の増は、先ほどの広域入所によるものでございます。

次にその下、国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金3億15万7,000円は、歳出で御説明したとおりでございます。

2目民生費国庫補助金でございます。認知症対策連携強化事業補助金でございます。450万円は、平成21年度から23年度までの国のモデル事業であります。西伯病院に認知症疾病医療センターが整備されることに伴うものでございます。

3目土木費の国庫補助金でございます。地域活力基盤創造交付金970万円は、補助率が65%に上がったためのものでございます。

4目教育費国庫補助金でございます。学校教育施設等整備費補助金3,793万6,000円は、地震関連の改修、それから会見小学校プール整備のものでございます。

次は、県支出金、1目民生費県負担金でございます。保育所運営費負担金33万7,000円は、先ほど説明しました広域入所の県の負担分ということでございます。

9ページに移ります。4目の農林水産業費県補助金でございます。多様な集落営農支援事業補助金138万6,000円は、県の単独事業で平成20年度から23年度までの事業でございます。

次に、県委託金、4目教育費県委託金でございます。中段にあります、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金223万3,000円の減でございます。昨年までは国の委託事業でございましたが、県の補助事業となったための減額でございます。

10ページに移ります。21款町債につきましては、本補正予算のための増減でございます。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。追加及び限度額の変更をお願いをしております。

追加は、西伯小学校管理棟大規模改修事業債で、限度額が4,010万円、会見小学校プール改築事業債で、限度額2,430万円でございます。

変更は、地方道路整備事業債で、限度額を5,150万円から5,030万円に、辺地対策事業債は、限度を1,360万円から1,120万円に変更するものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。議案第54号について御提案を申し上げます。

---

#### 議案第54号

##### 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成21年6月19日

南部町長 坂 本 昭 文

平成21年6月 日

決 南部町議会議長 石 上 良 夫

---

4ページをお開きください。歳出。7款保健事業費、2目健康施設管理費98万3,000円の増額補正をお願いし、2,242万2,000円といたすものでございます。なお、財源でございますが、全額予備費からの減額補正をお願いし、充当するものでございます。内容ですけれども、人件費については省略をさせていただきます。11節需用費でございますが、施設修繕料といたしまして3万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容ですが、これはすこやか専用駐車場に身障対応スペースを整備するものでございます。

以上、御審議の方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） そうしますと、議案第 5 5 号、南部町農業集落排水事業特別会計補正予算並びに 5 6 号、2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第 5 7 号、2 1 年度南部町水道事業会計補正予算について順次説明をさせていただきます。

---

議案第 5 5 号

平成 2 1 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 7, 9 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

南部町長 坂 本 昭 文

平成 2 1 年 6 月 日

決 南部町議会議長 石 上 良 夫

---

今回の補正ですけれども、給料、期末手当、共済費負担金の変更を行う内容でございます。財源につきましては、資本費平準化債を増額いたしまして、一般会計からの繰入金を減額して財源調整をするというものでございます。

具体的な内容につきましては、5 ページの事項別明細書の方をごらんいただきたいと思います。事項別明細書の内容でございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり給料等の増額 2 9 万円を行うもので、財源は先ほど言いました資本費平準化債を 1 0 0 万円追加し、一般会計の繰入金を 7 1 万円減額して調整をしております。

3 ページの地方債の補正について説明をしたいというふうに思います。起債の目的は、資本費

平準化債になります。補正前の限度額が4,930万円、補正後の限度額を5,030万円ということにしたいというふうに思っております。以下の起債の方法、利率、償還方法については補正前と同じでございます。

次に、議案第56号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

---

#### 議案第56号

#### 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年6月19日

南部町長 坂本 昭文

平成21年6月 日

決 南部町議会議長 石上 良夫

---

補正の内容について説明申し上げます。今回の補正は、給料、期末手当、共済費負担金及び需用費の変更に伴うもので、資本費平準化債を増額し、一般会計からの繰り入れを減額して財源調整をするものです。具体的事項については、事項別明細書の説明をいたしますので5ページをごらんください。

事項別明細書の内容ですけれども、給料費等の歳出の増が合計で20万円ございまして、これを資本費平準化債を20万円増額して充てるというものでございます。

次に、地方債の補正について、3ページで説明をさせていただきます。第2表、地方債の補正です。変更内容についてですが、起債の目的は、資本費平準化債。補正前の限度額が2,420万円、補正後の限度額が2,440万円。以下は、補正前と同じでございます。

続きまして、議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）です。

総則。第1条、平成21年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるとおりです。

収益的収入及び支出については、変更はございません。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。第3条、予算第4条に定める資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額95,691千円は、当年度分損益勘定留保資金、それから過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとしております。

次のページになりますけども、支出について説明をいたします。資本的支出ということで建設改良費の増額補正を124万5,000円。内容につきましては、能竹、賀祥地区の水圧改善施設の委託料及び用地費を補正するものでございます。

11ページの方で詳細を説明したいと思います。平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）の明細書になります。先ほど申しましたとおり、収益的収入及び支出については補正はございません。

次のページになります。資本的収入及び支出ということで支出の方です。資本的支出の建設改良費、上水道拡張工事といたしまして、委託料123万5,000円、公有財産購入費1万円を増額するものでございます。補正前の金額が6,950万円、補正後の金額が7,074万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ここで若干休憩いたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開をいたします。

先ほど提案理由の説明がありましたが、上下水道課長より申し出がありまして、一部訂正をしたいとの申し出がありますので発言を許します。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長。議案第57号、南部町水道事業会計補正予算（第1号）の12ページをごらんください。支出のところなんですけども、一番下の段、公有財産購入費の説明のところは218万4,000円と記載しておりますが、これは1万円の間違いですので、訂正をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議員各位に議長からお願いいたします。質疑は会議規則第54条にあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

なお、議案第52号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、相手方のプライバシーがありますので、質疑につきましては氏名等特定ならないように十分留意をして質疑をお願いいたします。

質疑に当たりましては議事の進行上、日程の順に従い、またページ及び項目を明示されるよう望みます。

議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正について。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ、ちょっと疑問に思ったことだけでございます。

これは、副町長の説明によりますと法改正によりまして、新統計法に基づいてできたということとございまして、この中で一つ疑問だったのが、同じ第36条の第1項、第1項は変わったんですね、この中に新しい第1項の中で、（平成19年法律第53号）に基づく云々って書いてあります、それが新しなったと。この中でまた、旧の中に1、2、3、ありまして、昭和…。済みません、取り下げます。僕の見間違いでした。

○議長（石上 良夫君） 間違い。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 条例の中身についてということだなくて、文言についてちょっとわからないので教えてください。

この中、事業所母集団データベース、これどういう内容のことでしょうか。文言がよくわかりませんので、正しい読み方がどうなのかということと、中身がどういう意味を示しているかということの説明をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 事業所母集団データベースとは、調査をした事業所に関する情報をデータベース化し、それをコンピューターを用いて検索ができるようシステムを構築したものでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度聞きますけど、つまりデータベース化するところの、そういうことに基本的になることを母集団データベースというわけですか。そういうぐあいに理解すれ

ばいいわけですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） そのように理解していただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第48号、南部町公共料金審議会条例の一部改正について。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 何点かお聞きしますが、この公共料金審議会、新旧対象出ました。

初めて議会出たわけですが、この中で、町の職員が南部町の区域内の公共的団体等の代表者その他南部町に居住する者とございます。

この公共的団体等の代表者は大体どのようなことを想定されているのか。

また、その他南部町に居住する者とは南部町の町民、一般町民を想定されているのか。

また、もう一つは、この時期にこういう審議会の条例改正が出たということは、早速これは活動する事態が起きているのか、または事前に今のうちに法整備しといた方がいいのか。その3点お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 公共団体等の代表者でございますが、これ広く団体の方に声かけをするということでございます。

その他南部町に居住する者というものは、一般町民というふうに理解していただきたいと思えます。

それから、今、緊急にこれの部分をつい何かのためにというようなことではございません。ただ、これから公共料金の審議はされると思いますので、それに町民の声を入れたいということでございます。今、町の職員が2名ですかね、入っておりますけれどもそれはやめて、町の町民さんの方に入ってください、広く意見を伺い、審議をしていただきたいということでございます。そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは公共料金審議会の条例ですけれども、水道料金が平成22年度以降ということで、町長はそういう方針持っておられますね。それをこの公共料金審議会にかけなければならないという、政治的日程があるということなんでしょうけれども。私は、まずこ

の委員が10人以内ということの、旧条例からそのまま委員の人数はそのままになってます。私、前回の下水道料金の問題でちょっといろいろ町長と議論した中で、この公共料金審議会は、もっと広く町民の声を聞くべきでないかということも言ってまいりました。

そういうところで、まず10人に行っていることをもっと広げるべきでないかという考えはないのかということと。

それから、ほかの条例、例えば男女共同参画の審議会などを見ますと、審議会の委員の半数が公募になってます。他の条例、審議会の委員の構成としてもっと公募の委員を広げて、広く町民の意見を聞くべきでないかというあたりで、この条例非常にあいまいで、積極的に町民の皆さんの意見を聞いていこうという姿勢が見えてこないというふうに見るんですけども、その点、まず、10人に行っている問題とか、広く意見を聞くという立場で今の、今回の提案どうなのかということの町長の考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 10人ということでございますので、そこについてはこのとおりでございます。

問題は、私が問題にしたのは町の職員2名ということではいけないのではないかということで、これをこのように改正をしたいということで提案をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど一つ例に挙げましたけども、他の審議会との整合性ということで積極的に町民の皆さんから意見を聞いて、まさに公共料金という問題は本当に今の皆さんの生活実態から見て、どれだけ広く意見を聞いて合意を形成していくかということから考えると、非常に大きな問題があると思います。そういうことで、今回提案されていることの町長の問題意識は、町職員が審議会の委員になってることが、問題があるからというところにとどまっていると思うんですけども、もっと積極的な提案をしてほしいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういう提案をいたしておりません。ここに書いてあるような提案をいたしておりますので、この件について御審議をいただきたいということでございます。

それから、住民の皆さんの意見を聞くやり方としては、この審議会そのものが公聴会を開くとか、そういうこともできると思いますから、あえてこの審議会のメンバーをふやすということばかりの手段ではない、そのように思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ聞くんですが、先ほど植田議員が聞いたんですけども、今までの審議会のこの条例見ますと、第3条に人数が書いてあります。それで、その第3条の2項に、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、または任命するとなってるんですが、これは先ほど植田議員も何回か聞いたんですけども、つまり町長が委嘱ということは行政が、町長がこの人をお願いしたいということのやり方で、そういうやり方をされるのか。できれば私は、利用者は町民が主体であり、また公共的な団体もそうですが、住民からの料金の使用料から成ってると思うんですよ。そういう意味からいえば、やはり公募をすべきだと思うんですけども、どうしても公募ということには考える余地がないというぐあいにも思われてるのかどうなのか、その点について……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、改正点が議題になるとしますので、自分の意見等は討論のときにしっかりとお願いしたいと思います。

○議員（13番 亀尾 共三君） いや、確認でどうしても公募の考えがないのかということだけお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。公募の考えがあるとかないとかという提案をしているわけではございません。町の職員をやめて、この公共的団体等の代表者その他南部町に居住する者の中から、10人以内で組織するということをお願いするわけでございまして、その具体のやり方についてはそういうこともあるかもわからないけれども、今ここで公募をすとかしないとかいうことを提案しているわけではないわけでありまして。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 議案第49号、南部町営住宅条例の一部改正について。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第50号、南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この条例案は、福里が落ちていたことが判明したということですけども、どういう経過から、私たちもチェック機関として見落としてしまったということもある

んですけども、どういう経過の中でこれが、福里が条例の中から落ちてしまったのかという背景ですね、それは明らかにしておかなければならないのではないかと思いますんですけども、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） これは拡張事業に伴いまして、平成19年の3月30日に認可を受けております。その段階の給水区域の範囲から単純に、福里という文字が漏れていたものがございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この上水道は旧会見の簡易水道に福里は入っておられたと思うんですけども、その旧条例といいますか、簡易水道会計と上水道会計が一本化される過程の中で起こったことだと思うんですけども、不思議なのは簡易水道のときに福里は、ちゃんと会見の簡易水道の区域に入っていたと思うんですけども、それが会計統合する過程の中でなぜ落ちてしまったのかというところで、ちょっと腑に落ちないわけですけども、再度どういうことだったのかわからないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 先ほど申しましたとおりでして、単純に福里ということが漏れていたというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第51号、南部町消防団条例の一部改正について。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけお願いします。旧条例につきましては、1回につき3,800円と明記してございました、新条例には町長が別に定めると、1回につきですが。今、副町長の説明によりますと月3回程度車両点検等、または防災パトロールですか、やっておられると。これで町長、その都度、町長が定めることになってますが、要は聞きたいことは、3,800円が低くなるのか高くなるのか、また別の表があってされるのかだけ教えていただきたい。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 3,800円から高くなるか安くなるかということでございますが、1回の出勤につき今の予定としましては2,000円ということでございますので、安くなるということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 消防団条例ですけれども、現在、金額を決めて消防団の方に支払っている金額を町長が別に定めるというふうに、こういうやり方というのは、別に定めるという何か別表のようなものをつくるんですか。今回提案がないので、どういうふうにするのかわからないんですよ。それをどのようにしようとされているのか、その点の説明をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 当然、規則等で定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 規則で定められると私たちは、議会としてその内容については、できてしまってから知るということになるわけですけれども、もしこのように考え方として、こういうふうの方針持ってるということが説明されるべきではないかと思うわけですが、そこまで詰めておられませんか、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この3, 800円のもとになりますのは、出動手当を基準にしておりまして、通常のパトロールはその額と同額というのはいかなものかということでございまして、2, 000円に下げるということで考えておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務課長からいろいろ答弁ありましたけども、結局、今の時点では別に定める。つまり、金額の提示がないわけなんですけども、どうですか。はっきりと私は議案として出すんなら別に定めるというこういう抽象的なことだなくて、事金額のことですからびしっと提示すべきだと思うんですけども、こういう出し方でいいんでしょうかね。ぜひ、私は金額で出すべきだと思うんですけども、考え方としてどうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 規則で定めることとしておりますので、このような条例改正でよろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第52号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

議案第52号に関しましては、一般質問も通告されておりますので、その辺も踏まえて質疑をお願いいたします。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 大変この件は痛ましい事件がございまして、何点かお聞きしたいのですが、上の方、20年7月3日に手続したと、8月からことしの4月までもらえなかったと。もし、この方が20年7月3日に手続したならば、8月から毎月どのぐらいもらえるようになるのでしょうか。そういうことと、下の方も一緒にそのことをお教えいただきたい。

それと、第2点目は、この議案が通りましたならば、今6月のもうそろそろ末になります。恐らく議会が通ってからこの和解金で払われると思いますけれども、この間、要は収入がなかったかなと思えますけれども、その間のフォローというか家庭状況等は、この担当課ではどのように把握されておられるのかお聞きしたいと。

また、もう1点、こういうことが起きますならば、どうしても法的な云々が起きるんじゃないかなと思ってましたけど、その件については何らかのそういうことがあったかどうか、その点をお聞きしたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。月額でございますけれども、この手当はどちらも月額2万6,440円でございます。

それから、2番目の御質問のこの家庭ですけれども、収入がなかったか、どのような家庭だったのかというような御質問だったかと思えますけれども、これは両方の世帯ともほかに収入があったということでございます。この手当につきましては、生活の補助という目的のためではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、3番目の法的なという御質問はちょっと意味がよく見えなかったんですけれども、訴訟とかそういうことがなかったのかということでお答えしますならば、そういう訴訟とかっていうことではなくて、何回か御説明を申し上げたりお断りに伺った中で、結果的には快くと申し上げたら言い過ぎかもしれませんが、納得をいただいたということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 1点だけ質問いたします。これは町長も陳謝しておられまして大変痛ましい、本当にこの御家族の皆さんに対して申しわけない話でございます。全くこのたびの申請なさった方々に責任がある事案ではございませんので、町としては誠心誠意の対応を尽くすのは当然でございます。ですから、これを支払いすることについてとやかく言うものではござい

ませんが、ただ1点、私、疑問に思いますのは、一般質問でも取り上げますのでここでは詳しいことは質問いたしません、ただ、一番大きな問題点として、これはもともと町の方が和解金として支払うというよりは、本来なら国家賠償法の適用等も該当するんじゃないかというぐあいに考えるわけです。そうしますと当然、求償権も第2項によって発生してくるんだというような解釈をしておりますが、その辺についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほども議員がおっしゃいましたように、賠償法による請求権があるかどうかということはよくわかりませんが、そこに至るまでに既に御了解をいただいたということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今の課長の御答弁ではわかるんですけど、ただ、こういう形で補正を組んで出すということになりますと、これから見ると6月の補正でやられるということは当然、町民の税金が使われるということでございます。ということは、これが正規な扱いだろうかということを私は今質問でしたわけでございます。いかがでございますか。国家賠償法の適用についてお考えになったことないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。考えておりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回のこの健康福祉課において、障がい者手当と、それから障がい児童福祉手当という事務上のミスが4件発生したということ、全員協議会で説明を受けました。その中で、既に町が20年の1月分と5月分について、3月までにこの分については申請をし直して、進達事務をし直して、その1月と5月にさかのぼって手当が支給されたというふうに聞いていますね。これが当局の説明です。それで、この後で4月以降に、7月と9月に新たに特別障がい者手当の問題がまた発覚したと……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってくだ

[テープ中断]

午後2時44分休憩

---

午後2時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） じゃあ、最初から。今回の和解に関しましては、健康福祉課の職員が県への進達事務を怠ったということで、4 件問題が発生しているということを全員協議会で説明を受けてきました。それで、20年の1月と5月に申請された分については、20年の3月までに申請をし直して、20年の1月分と5月の申請時点にさかのぼって手当が支給されたという説明だったと思います。それで、4月以降になって20年の7月と9月に申請された分が新たに発覚して、それで、そのことについては、年度を越していたために手当の支給ができなくなったというのが執行部の説明だったと思いますけれども、不思議なのは先に処理されました20年の1月という時点というのは、19年度になるわけですね。そうすると、19年度のを、執行部の説明が正しいとすれば、年度を越えて支給できないという説明がおかしいということになるわけです。本来、この手当の事務は、こういう問題が発生したときにきちんと申請さえし直せば、その時点にさかのぼって県から手当の支給がされるというふうになっているのではないかと、そういうふうに制度がなっていると思うんですけれども、その点の事実、制度上の確認をしたいと思いますが、どうなっておりますか。県の手当の支給要綱に照らしてきちんと支給の申請をすれば、今回の町がお金を出すような事態にはならないのではないかとということをお聞きしたいわけですが、それで、町が説明された年度を越したから手続ができなかった……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、簡明に質疑してください。

○議員（4 番 植田 均君） できなかったということが正しくないというふうに考えるんですけど、その点の説明の問題点はどうだったのかということ、2つお聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、先ほども申し上げましたが、一般質問の関係。また、議案第52号は、和解及び損害賠償額の定めることにありますので、その辺も注意して質疑してください。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。この申請ですけれども、これは県の事業でございます、県に進達するというのが町の業務でございます。

この初めの2件につきましては、その時点で書類がすべて整っていた時点で受け付けをした。それが20年の1月であり、20年の5月であった。

それから、後の4月に入ってから発覚したものにつきましては、書類が整っていなかったため、町の受け付け日、受け付け処理をしていなかったというものでございます。

町のすべて書類が整った時点で町の受け付け日いたしますので、それを進達を行うというこ

とで受け付け日の翌月から支給になるという制度でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この和解の議案で、和解の要旨の中で、健康福祉課職員が同日に受領したものの、その後事務処理を行わず鳥取県に進達しなかったため、和解の相手方が受給すべきであった平成20年8月から21年4月までの間の、特別障がい者手当が受給できなくなった。この健康福祉課職員が、同日に受領したもののという受領ですね、先ほどの健康福祉課長の説明では、書類が整わなかったということですが、ここで言っている受領というものは、その書類が整っていないことを受領したというふうに言うんですか。その書類が整わなかったことについて、町はどのような責任を負っているのでしょうか。申請された方が、町としては県に取り次ぐわけですから、書類が整わないことを、これが整わないと手当が受けられませんよということ、懇切にフォローしていく責任があると思うんですけども。受領の問題と、それから町の責任について改めて、この2点について説明をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。ここで受領と申しますのは、預かったという意味に理解をしていただければというふうに思います。

住民の皆様が申請にいらっしゃいますとその場で審査をしまして、例えば所得証明であるとか住民票であるとか、不足した書類について再度お持ちいただくようお願いをしていると思います。そのお願いをした人について、追跡といいますか二、三日たって出てこなければどういふふうになってますかと、そういうふうな配慮といいますか当然の手續といいますか、そういうことが足りなかったのが今回のことが起こった、その原因の一つでもあろうかなというふうに思います。ですから、そういうふうに預かったものに対しまして最後まできちんとできなかった。そういうことに対しまして、本当に事務手續に対して申しわけなかったなというふうに感じております。以上です。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後2時52分休憩

---

午後2時53分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。全協で年度を越していたため支給

されなかったというのは言い方、伝わり方の間違いだったのではないかなというふうに思うところですが。私もちょっと、全協に出ておりませんでしたので、そこら辺のニュアンスははっきり把握をしておりませんが、事実から申し上げますと年度をまたいでいたからさかのぼれなかったというのではなくて、受け付け日の問題であるというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私、一般質問でこの職員の、この障がい者のことについて質問するんですけども。確認なんですけども、先ほど植田議員が質問いたしまして、前田課長は全協の席におられなかったのかわかっておられなかったと思いますけども、説明の中でこういうことだったんですよ。つまり、最終的に、最初新聞に載ったのは2件だったんですけども、いろいろ聞き取りの中で4件発生しておりました。月数に言いますと、1月、5月、7月、9月、この4件がそういうことがあったと。それで、1月と5月については進達をして、2月、ごめんなさい、1月と5月の分、20年の1月と5月、年度で言いますと19年度が1件、20年度が1件で、それで、これが進達できていなかったというのが発見されたのが20年の、違う、21年のことですね、2月にそれが進達がしてなかったということがわかったんで、それで進達をして、そしてたらお金が本人さんに1月と5月の分が渡ったと。ところが、その2件だけはわかったんだけども、年度がかわって21年度になって、ことしの4月になってから7月の方と9月の方が、この和解に上がってる方が発生したんで、出したんだけども年度が違っておったんで払われなかったという説明だったんですよ、たしかそうだったと思うんですよ。そうすると、植田議員が言ったのと私が疑問に思うのは、1月というのは19年度なんですよ、19年度の分が20年度中の2月に上がったのが進達したら前年度分が出たんだけども、そうすると、7月と9月の21年度の今度、ことしの4月に上がった分の出したら、それが今度は年度が違って出ないというのが整合性がつくんですよ。そこら辺がどうなのか、本当に法的に年度がかわったら出ないのかどうなのか、その根拠が私も知りたいんですが、いかがでしょうか。あるいは全協で言ったことが、これは間違いだったということなんですか、整合性がつきません。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後2時58分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。全協の方で私の方が説明をいたしましたので、その部分での説明を行います。

この2件以外の2件でございますが、それぞれの期日で受け付けをしております、県の方にさかのぼっていただいたものでございますが、この当該の2件につきましては、受け付けが4月になっていたためさかのぼってはできないという考え方で、年度を越えているので融通をつけてもらえないからであろうというような説明をしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今の答弁でははっきりわからないんですよ。私は、2件は年度がかわっても受けられるけど、もう一つは年度がかわったから受けられないという。私は理解できませんよ、あなたの言ってることわからない。私、今この中で先ほど前田課長は書類が不備だったんで7、9が出なかったという答弁だったですよ。だけど、あなたは年度がかわったからという答弁じゃないですか。どっちが正しいのか、こんな違った答弁受けたら一般質問できませんよ、こんなんでは、はっきりとしてください。今の答弁は私は理解できない。どっちが本当か言ってくれ。なめとんのか、本当に。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後3時16分休憩

---

午後3時17分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。両者の話を聞いて、私の方が判断をいたすことについて御答弁を申し上げます。

まず、最初の2件について、受け付けをしておったということでありまして。受け付け日がはっきりわかっておって、これはさかのぼってでも対応をしていただけたということでございます。

今回提案しております2件については、受け付けをしていなかったということでございます。受け付けをしていなかったものですから、当然、年度を越えてさかのぼってまでの支払いをすることはできない。そういうぐあいに御理解いただきたいと思っております。受け付けをしていなかったもので、もちろん年度をさかのぼってまでの支払いはできないということでございます。問題は、

受け付けをしていたかしていなかったかということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今回の町長の答弁では、最初の2件については受け付け日がわかっていただけ、年度をさかのぼっても支払いができた。それから、あとの2件については受け付けをしていなかったから、支払いができないじゃないかという考えであるという。けれども、先ほど健康福祉課長は、年度には関係ないと答弁されております。であるならば、受け付けを後からでも受理をして進達すればいいじゃないですか。なぜできないんですか、進達が。年度がかわって、先ほど健康福祉課長、年度がかわっていても関係ないという答弁でした、でしたね。（発言する者あり）なぜ、受け付け日は、書類が出てから受け付け日がなぜできないんですか、書類を出してもらえばいいじゃないですか。（発言する者あり）いや、だから、後からでも、今からでもいいじゃないですか、別に。（発言する者あり）別に。（発言する者あり）年度は関係なく。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 受け付け日をさかのぼるということはできないわけです。わかりますか、受け付け日をさかのぼるということはできない。雑賀議員、わかりますか。きょう受け付けたものを、1年前に受け付けていたというようなことはできないということでございます。ですから、受け付けをしていなかったこの2件について、さかのぼるということはできないわけです。したがって、もちろん受け付けをしていなかったのも、もちろん年度をさかのぼってまで請求するということはできないという理屈であります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 受け付けをしていなかったんでさかのぼることはできないということは理解をします。ただ、そのときに受領をされて、一応どういう書類が必要であって何が足りなかったのか、そのときに。それで、どういう対応をされたのか、その当時。お聞きします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。そのときに足りなかったものは、年金証書の写しであるとか住民票とか、そういうものでございました。その受け付け、書類をお持ちいただきましたときに、そういうものをお出しいただくようお願いをして1回お帰りいただいたというふうに認識をいたしております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 5 3 号、平成 2 1 年度南部町一般会計補正予算。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 何点かお聞きしたいと思います。ページ数を言います。一般会計だが。

○議長（石上 良夫君） そうです。

○議員（9 番 細田 元教君） 1 2 ページのちょっと聞き漏らした点があったことにおわびしてお聞きしますが、1 2 ページの地域自治振興費の中で、コミュニティ助成事業補助金が 5 1 万円ございます。これ説明によりますと、大国の振興区の事業が国の事業になったということをおっしゃるやに記憶がありますが、具体的にはどういうものだったかをお教えいただきたいのが第 1 点。

それと、1 4 ページの総務費の選挙管理委員会費でございますが、これもちょっと聞き漏らしたんですが、国民投票対応システムの構築委託料で 2 3 0 万という大きな金が動いております。この国民投票対応システムとはいかなるものだったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

民生所管は、私の所管ですので飛ばします。

それと、1 9 ページの農林水産業費の林業振興費でございますが、負担金・補助金で未整備森林緊急公的整備導入事業補助金、森林組合へということをお聞きしました補助金が 1 7 7 万 5, 0 0 0 円、その中で同じくこれも森林組合だと思っておりますが、竹林整備事業補助金 1, 0 0 0 万という大きな金が出ております。具体的にどのようなことをされるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、2 1 ページの土木費の道路維持費でございます。委託料で、谷川上線他 2 路線測量設計委託料と下のように用地購入費、それと立木補償が出てますが、これは例のバイパスかと思っておりましたが、谷川上という今この 1 8 0 号線沿いになるんじゃないかと思っておりますけど、場所はどこだったか教えていただきたい。

それと、同じく土木費の住宅管理費の委託料の中で、耐震化改修促進計画策定委託料で 2 5 0 万、これが個人用とはお聞きしましたが、再度ちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

それと、あと 2 3 ページと 2 4 ページにつきまして、教育費の中で西伯小学校にパソコンが 2, 4 1 7 万、ごっついお金が整備されてます。また、法勝寺中パソコン整備 8 2 1 万 6, 0 0 0 円、金額の額がえらい違うし、西伯小学校にはパソコンが今たくさん整備しておりますけども、これは更新なのか、また新たにされるのか、同じく法中の整備も兼ねてでございます。これはたしか、当初予算が会見小学校あったと思っておりますけど、その関連性があるのかどうなのか、一緒にお聞き

したいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。（「済みません、統括専門員の方から」と呼ぶ者あり）

統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興専門員でございます。12ページのコミュニティ助成事業補助金、大国まつりについて御説明させていただきます。

この事業は、大国地域振興協議会で昨年度から新しく始められた事業でございます。昨年11月の16日の秋野菜の収穫時期に行われております。これは振興協議会が主体となられまして、各集落より実行委員さんを選出されまして開催をされていらっしゃる。内容についてでございますが、作品展示広場、それから地産地消広場、それからスポーツ体験広場、それから健康福祉広場、講習会会場、こういった内容で事業展開をされていらっしゃる。ちなみに、作品展示広場等では企業組織を知るコーナーということで、原工業団地にございます企業の組織の製品とかパネル展示、そういったもので企業紹介の方等々をされておられるとこういう事業でございます。ことしにつきましても内容等については若干差異はあるかと思いますが、こういった中身で開催をされる予定でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長であります。先ほどの専門員の回答に一言だけ補足を申し上げます。本事業は……。

○議長（石上 良夫君） マイク、ちょっと。

○企画政策課長（長尾 健治君） 本事業は10ページの雑入で御説明しましたとおり、コミュニティ助成事業交付金と申しまして、財団法人地域社会振興財団の補助、これが51万円、同額の補助をいただいて実施する事業であることを申し添えます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長でございます。19ページの林業振興費の19負担金、補助及び交付金の未整備森林緊急公的整備導入事業補助金、これはどういうものかということでもありますけども、基本的には植林後の手入れがされずに荒廃をしている森林が対象でございます。森林の資源の良好な状態の維持を目的として行うものでございます。この事業につきましては、当初予算で5ヘクタール分をつけていただいておりますけども、事業主体であります鳥取県西部森林組合の方が、面積を拡大して実施をしたいと要望があって、このたび7.1ヘクタール、177万5,000円を追加するものであります。

次に、竹林整備事業補助金でございますけども、これにつきましては荒廃した竹林の有効活用を図るための事業ということで、これには抜き取り事業と皆伐事業というのがございます。抜き取り事業といいますのは、込み合った竹林を間引くことにより環境を整える。それから、皆伐というのは、対象の竹林をすべて、全部切ってしまうという事業でございます。抜き取り、皆伐、これにつきましては生えてきた竹を有効利用するか、あるいは伐採することにより適正な本数を維持し、荒廃した状況にならないように管理をするということで、管理については5年間が必要でございます。この場合、町と森林所有者と事業者、三者で協定を結んで事業を実施するということでありまして、事業の実施主体は町、あるいは森林組合、NPO、個人、法人等が想定をされています。今回につきましては、皆伐を高姫地区、それから抜き取りを猪小路で実施を予定している事業でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。21ページの道路維持費の中の、谷川上線ほか2路線の測量設計委託料以下ありまして、これは場所はどこかという御質問がございました。谷川上線といいますのは、ふるさと交流センターから出ますと国道側に下がるんでなくて、左側に道路があります。谷川の一番奥の部分なんですけれども、ここの部分が非常に幅員もありませんし、カーブもきつうございまして緊急自動車の通行に支障を及ぼしておりました。さらに、のり面から湧水も見られるということで、この路線を一部用地もかけまして改良したいと思っています。

それからあと、その他2路線といいますのは、徳長と原地区でございまして、徳長は20年度でジゲの道で直された分の、現町道とのすりつけの部分をしたいと思っております。

それから、谷川上線の一番下の立木補償ですけれども、これは先ほど言いましたふるさと交流センターから出る、直します道路の関係で柿の木が5本ちょっと支障になりますので、これの補償費を見させてもらっています。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。14ページでございます。これは冒頭でも説明いたしましたけども、憲法改正手続に関する法律が改正されたことによる、いわゆる国民投票でございます。これに選挙人名簿をそのまま投票人名簿に使用することができませんので、新たなシステムを構築するものでございまして、国が10分の10を面倒見てもらえるものでございます。

それから、21ページでございますが、耐震化改修促進計画策定委託料でございます。こういう町がこの計画を策定をしませんと、個人さんが住宅の耐震工事をする場合、補助が出ません。この計画をつくれば最大23%の補助を受けることができるようになるものでございまして、こ

ういった計画を策定するものでございます。これも国が10分の10面倒見る事業でございます。  
以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。23ページ、24ページあります小学校・中学校のパソコン整備の関係でございますけれども、更新か新規かということですが、一応、更新でございます。小学校の場合には、パソコン教室と公務用のパソコン。中学校につきましては、一応、公務用のパソコンを予定しております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 12ページのさっきも説明いただきましたが、地域振興区のコミュニティ助成で51万、この歳入によりますとそういうのが入ってる。こういう事業は各振興区ともいろいろやっておられると思いますけども、大国だけが該当になったんですか。

それと、さっき言った21ページの住宅管理の耐震促進の分ですけど、最大23%出ると、工事費の。これは例えば我が家ではこういうことをしたいというのは町に一応申し込んで、町のそういう方が、委託された人が診断されて、しなっただがいいですよ、そうなったらその見積もった金の23%が出るというように解釈していいのかどうか、その2点のみお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） それでは、21ページの計画策定でございますが、念を押します。23%出るということでございます。町の方が計画を組んで、それからどういう形で事業が進むのかなというのがちょっと、補助金の関係がどういう流れをするのかというのが、ちょっと今定かではございませんけども、一応、国の方が11.5、それから町の方が11.5というパーセントになりますので、通常の計画に基づいた実施といいますか、耐震工事を実施すればということになりますので、通常の申請の形での取り扱いになるのかなというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 細田議員のお尋ねにお答えします。企画政策課長、長尾であります。

お尋ねの補助金、コミュニティ助成事業につきましては、今年度対象の事業は大国地区のみが申請をなさって、認可されたということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、ページを追っていきますので、まず8ページ、国庫支出

……。

○議長（石上 良夫君） マイクを向けてください。

○議員（４番 植田 均君） 国庫支出金です。地域活性化・経済危機対策臨時交付金、約３億ですね。今回、国の２次補正によって交付されたものだと思いますけれども、この使い道については制約がついておりますか、そのことの確認です。

それから、その次の土木費国庫補助金の、地域活力基盤創造交付金が９７０万ですね。この交付金の使い道がどこに行っているのかということです。

それから、その下の教育費国庫補助金ですけれども、３，７９３万６，０００円。これは西伯小学校のことし計画されました管理棟、それと会見小学校のプール……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、総務所管のことは委員会で行ってください。最初に申し上げたとおり。

○議員（４番 植田 均君） この補助金の事業全体に対する補助率について、よろしく願います。

それから、１１ページですね、総務費の共済費、職員共済組合負担金が……（「おまえ総務だろ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員、所管の委員会で十分に質疑を行ってください。

○議員（４番 植田 均君） じゃあ……（「ルール守れや」と呼ぶ者あり）そこまできちんと仕分けができてませんし、町長に質問しなければならないことは議長にはお許し願いたいと思いますので、よろしく願います。

それから……（「質疑だ、質疑、議案に対する質疑だぞ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいね。１２ページですね、これも総務費か。（発言する者あり）ちょっと総務費なんですけれども、合併事業費の……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、先ほどから何回も言っていますが、やはりルールはルールとして守って質疑をしてください、簡明に。

○議員（４番 植田 均君） ちょっと大事なことです。

○議長（石上 良夫君） 大事なことは委員会でも聞いてください、一般質問とか。（発言する者あり）やっぱりルールは守ってください、きちんと。

○議員（４番 植田 均君） 議長、委員会では町長が出られないので、所管だからといって冒頭の質疑については、町長に答弁求めることについては、質疑を認めていただきたいということは言っておきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 認められません。けさも全協で皆さんに確認しております。（「議長、1人許したらいけんぞ、みんな……」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 植田 均君） そういうことはね……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、発言をとめますよ、何回も言ってますけど。

○議員（4番 植田 均君） 質疑は委員会所管だからといって、総括的な質疑は許されるべきだというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、一般質問で堂々とやってください。

○議員（4番 植田 均君） 議案の審議は十分にする必要があります。

それで、18ページ、農業施設費の旧家保存施設修繕料で43万6,000円、これシートかけで旧家保存がしています。これが、私が聞いているところによりますと、米子工業高等専門学校の教授ですか、来られて、これを活用するような話が以前委員会で聞いておまして、今後どういうふうに、ずっと保存しているんだけども活用方法が決まらないということになっておまして、そのことが今どういうことになっているのかということと、今後どうするのかという方針を、町としての考え方を聞いておきたいと思います。

それから、19ページ、林業振興費で竹林整備事業補助金が先ほど質問もありましたけれども、事業主体が町、組合、NPOなどということで、補助が1,000万から組まれているわけですが、具体的に今年度の事業実施として、この予算をどのように執行していく計画なのかというのがいま一つはっきり見えてこないもので、その点よろしくお願いします。

それから、そのすぐ下になります鳥獣被害防止対策事業貸付金ですけれども、一たん集落とかに貸し付けて、国からの補助金が出るまでの間貸し付けるということですが、当然、無利息になるんだろうと思うんですけれども、その融資条件の確認をしておきたいと思います。

それから、そのまたすぐ下になります森林公園周辺施設管理委託料、これは緑水湖周辺施設ですけれども、この補正で60万が上がってくるというのは、当初から計画されてなかったのかということで、ちょっと不思議に思うわけですが、この60万どこに委託するのかということですね。

それから、21ページの谷川上線他2路線、これが測量設計委託と用地購入でそれぞれ組まれていますけれども、この事業が土木費として上がっているわけですが、事業としてはジゲの道事業としてやるのか町の直轄事業としてやるのか、その点どうなっているのか。工事費が出てないわけですから、このことについてお尋ねします。

それから、22ページです。教育費の賃金の、スクールソーシャルワーカー賃金が130万減

額となっておりますけれども、その一方で……（「教育委員会も総務だ」と呼ぶ者あり）学力向上支援プロジェクト講師謝礼が90万と、この減額と増額の関係について……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員。

○議員（4番 植田 均君） よろしくをお願いします。

それから、小学校費、23ページですけれども……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、再々申し上げておりますけど、SANチャンネルで皆さん見られます。成人の方ばかりでなく小さな子供さん方も見ているので、みんなで決めたことはきちんと守って、議員としてきちんと品位を持って質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） あの……。

○議長（石上 良夫君） 質問とめますよ、質疑を。

○議員（4番 植田 均君） ええとですね……。

○議長（石上 良夫君） けさもはっきり皆さんで確認したと思いますが、いかがですか皆さん。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）1人だけ許すわけになりません。皆さんも守っておられますので、前例になりますのではっきり言っておきます。

○議員（4番 植田 均君） じゃあ、同僚議員に質問をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

しかし、再度言いますけども……（発言する者あり）町長に、今回の質問はあれですけども、委員会に町長は……。

○議長（石上 良夫君） 質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） 出席されませんので、そういう課題については認められなければいけない、そういうふうに……。

○議長（石上 良夫君） 質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） いいですよ、もう終わりますけども、そのことだけは言っておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 順次、答弁をお願いいたします。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務費の関係で何点かございましたけども、これは委員会の方で詳しく説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。21ページの、先ほども御答弁いたしました谷川上

線の事業の件でございますけれども、植田議員おっしゃられましたようにジゲの道という実施方法も、20年度では考えられた経過がございますけれども、現地や地元の労力でもって実施できる部分というのが非常に少ないもんですし、21年度今回出させてもらっておりますのは、町の維持事業として町が事業主体となってやりたいと思っています。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。旧家保存施設の修繕費につきましての御質問でありましたが、修理の内容は雨漏りがしますので、これにシートをかけるということでございます。今後の活用についての御質問があったというふうに思いますが、そうでしたね、植田議員さん。（発言する者あり）今後の活用についての御質問ございましたね。今まで、過去にいろいろな活用方法が模索されたというふうに聞いておりますが、いずれも膨大な費用がかかるという状況がございまして、この財政難のみぎり財源の手当てがなかなか困難であるということで、まだ具体的にこうするということが決まっておらないというのが状況でございます。今後とも検討をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。19ページの林業振興費の中の、竹林整備事業補助金ですけども、具体的にどこかという御質問であったと思います。先ほども集落名は言いましたけども、皆伐によるものを高姫の方で2.5ヘクタールを予定しております。それから、抜き取りによるものを2.8ヘクタール、猪小路で行うように計画をしております。これはとりあえず個人ということで計画をしているものでございます。

それから、その下の委託料、森林公園周辺施設管理委託料ですけども、当初に組んでなかったのかという御質問だったんですけども、実は、13ページの23番、雇用対策、13番の委託料で森林公園等委託料として40万円落としておりますけども、ここで実際組んでおりましたけども、この緊急雇用の関係ではシルバー人材センターの方に委託ができないということから、管理委託分だけを落として、こちらの方の緑水湖周辺施設管理ということで振りかえをさせていただいております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。簡明にしてください。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。総務常任委員会の中で、教育委員会関係のことは詳しく説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 済みません。１３ページの、先ほど１９ページの森林公園周辺施設管理委託料の６０万の増額の説明の中で、１３ページにシルバーに当初委託する計画だったということですが、これが雇用対策費では、例のシルバーに委託事業でできなくなったということとの関連で、今説明していただいたと思うんですが、シルバー人材センターに委託することがなぜできなくなったのかということが、補助金、交付金ですか、その関係でどういうことなのかということ再度説明していただきたいのと。

それから、１８ページのプラザ西伯の冷暖房設備工事ですが、これが１，３００万余りの補正になってますけども、冷暖房設備については新エネルギーということで今計画もされようとしてますね。木質ペレットを活用するというような計画をことに、その見通しについて計画立てていくということがこれまで説明されてきたと思うんですが、今回のこのプラザ西伯の冷暖房設備については、どういう設備として考えておられるのかということと、それが一つと。

それから、１５ページの認知症対策の関係で、いろいろ高齢者福祉費で出てますけども、認知症対策連携強化担当職員派遣委託料３１５万と、それから、嘱託医設置委託料が１１７万円、これは具体的にどういう体制をとって、どのような事業展開をしようとしてるのかということについて、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。まず、１３ページの委託料、森林公園のシルバーに委託できないかということですが、これはシルバーに管理委託を行っております。この事業では管理委託は対象にならないということから振りかえたということでございます。

それから、プラザ西伯の関係ですが、現在のところ、そのペレットという考え方は持っておりません。今の各部屋にそれぞれ冷暖房機といいますか、を設置するという考え方を持っております。全部で１６台の設置を計画をしているところであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 植田議員さんの御質問に企画政策課長、長尾でございますが、補足で説明申し上げます。

先ほど御質問の中にございましたが、木質の材料、つまり木質バイオマスを利用して冷暖房という構想につきましては、これは先導的にまず役場の庁舎で行うという構想でありまして、実は、これにつきましては導入の実施につきまして具体的な調査を今年度、独立行政法人の新エネルギー・産業技術総合開発機構というところの補助金が、つい先日認可を受けたところでございますので、今後はそこと一緒になって調査研究をしていくというような状況であります。以上で

す。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 植田議員の御質問に、15ページの入所についてお答えをしたいと思います。これは、西伯病院に認知症疾患医療センターが設置したことに伴いまして、認知症疾患医療センターの設置の町村の地域包括支援センター内に、認知症の連携担当者を配置して取り組む事業でございます。これは、国のモデル事業として10分の10の事業で、今年度から取り組むものです。7月から開始をしたいと思っております。

御質問の体制につきましては、連携担当者の方は専門の資格要件がありますので、そういう職員を南部町健康福祉課の前にあります地域包括支援センターの中に、1名職員を配置するということと、嘱託医につきましては西伯病院の精神科の医師に嘱託医をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 植田議員さんの御質問に答えてなかったものが1つございました。

歳入の方です。8ページの土木費の国庫補助金のところで、地域活力基盤創造交付金970万円はどこに使われておるか、用途はどこかという御質問がありまして答えておりませんでした。これは、20ページの道路新設改良費に歳出を組んでおりまして、天萬寺内線が562万円、入蔵線の改良が408万円でございます。合計970万円の交付金となっております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12番です。済みません、12ページの総務費の中の企画費で、郷土文化交流事業の補助金として137万1,000円計上されています。これは佐川町に法勝寺歌舞伎、あるいは子供歌舞伎を派遣する費用だというふうに説明を受けました。佐川町との交流というのは町長間同士の交流、あるいは防災協定を結んでおりますので、大変結構なことだろうと思いますが、これからどういうふうな形で交流をしていかれるのか、少し交流が停滞していたような時期もあるというように思っておりますし、今回突然にこういう130万ぐらいな事業費で派遣するというふうになったわけでありまして、これからどういうふうな形で交流を考えておられるのか、その点について伺いたいと思います。

それから、同じく12ページの合併事業費の報償費であります。12万5,000円、これは天萬庁舎の議場の有効利用ということですが、たまたまきょうの山陰中央新報にこの記事が出てました。これは、一部の旧議場を図書館や文化ホールといった生涯学習施設に改修すると

いうふうに、山陰中央新報には出てたんでありますが、これは検討委員というのとはどのような構成でいつごろまでに、どのような形で結論を出されるのか、その辺の見込みについて伺いたいというふうに思います。

それから、22ページ、教育費の報償費です。この中に、とっとり学力向上支援プロジェクトとして90万計上されています。これは県の補助金として198万あるわけでありましたが、少し具体的にどのような事業をなされるのか、担当外の委員会ですのでよろしくお願いいたします。

それから、23ページ、これも教育費で委託料と工事請負費で、西伯小学校と会見小学校の太陽光発電、約6,000万計上されています。今、国は各学校の耐震化、あるいは太陽光発電に非常に力を入れているわけでありましたが、この補助率というのは100%補助なのか、あるいは町として幾らかの持ち出しがあるのか、その辺を伺っておきたいのと、これによって光熱費、小学校が現在要っている光熱費、例えば100とすれば、この施設をつくることによってどれぐらい節約できるのか。そういう点も、当然、概算もされているというふうに思いますので、その点もぜひお示ししていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾であります。地域間交流のうち佐川町との交流についての御質問にお答えいたします。今後の交流の計画という趣旨での御質問であったというふうに考えておりますが、その前段としまして実は、本町と佐川町は14年ほど前になりますか、御縁ができて、その後いろいろな人に行ってもらったり、来てもらったりしておるところでございますが、実は、今十二、三年たとうとしておりますが、その間ずっと南部町は、旧西伯のころからでございますが、毎年春に文旦を、佐川町の特産でございます文旦を約130箱から150箱ぐらい毎年買って、町内の直売所で販売していただいたり、職員もちょっと協力させていただいたりしてございまして、定期的に定量向こうから特産を仕入れるというようなことも、ずっと休みなく続けておるところでございます。それから、文化交流も過去にも随分いたしました。今後とも文化交流の面では、やはり切れることなく続けていきたいというふうに考えております。あわせて災害協定のことも触れていただきました。災害協定は、実際には発動しないことがこれは一番でございますけども、今後、災害協定につきましては、もう少し中身を緻密に詰めていくというようなところが私、防災の所管課ではないんですが、細かいところまでやっぱり話し合う必要があるというふうに考えております。そのようなことで、今回の文化交流を機会に、いろんなまた話し合いができるのではないかと思いますので、この事業が終わりまして、また新たな御報告ができることを私の方も少し意気込んでおるところでございますので、よろしくお願い

いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。12ページ、天萬庁舎の関係でございますが、現在、今動いておりますのは、設立検討準備委員会というような形のここで予算上げたものと別物で今動いております。この予算計上しております検討委員会でございますが、これは振興協議会の方から、それから社会教育関係、教委関係、合併協関係などを予定をしております、これをベースに検討してまいりたいというふうに考えております。準備会の方が結論を夏ごろに出すということになっておりますので、これを受けて立ち上げを考えているところでございます。よろしく願いをいたします。以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。22ページ、学力向上の関係でどういった事業を考えておるかということですが、うちが今現在考えておりますのは、夏休みの子供たちの居場所といいますか、夏休み中に勉強できる場所を確保して、そこでの学力向上対策を行うのが一つでございますし、基本的な生活習慣の定着ということで昨年、ラジオ体操というのを行いましたけれども、ラジオ体操の指導者も来ていただくように、今、事業も計画をしております。続いてありますが、ノーテレビデーでの取り組みとか、家庭教育のセミナーの開催とか、中学校の方での学習環境を改善する。南部中学校ですけれども、朝、日中が暑いということで、そういった緑のカーテンといった事業等を予定をしております。

それから、太陽光発電ですけれども、補助率ということでしたけれども、この太陽光発電というのは、このたび新たにできましたスクール・ニューディール構想の中に出てきまして、今まで行っておりました安全・安心な学校づくりの中に新たなメニューとして取り入れられたものでございます。補助率というものが、1キロワット当たり大体100万で計算してくださいという説明がっておりますので、今現在考えておりますのは、2つの小学校に20キロワットずつを40キロワットですので、4,000万の2分の1、2,000万の補助金を予定をしております。設置事業自体はそれ以上かかりますので、単純に補助率がどうこうってことは、そういったことで御理解お願いしたいと思います。

それから、発電した電気で節約がどのくらいになるのかということですが、具体的な試算というふうなことまではまだ行っておりませんが、一応このスクール・ニューディール構想の中では、環境教育の一環としてこういったものを取り組みなさいということがございますので、そういった部分で行うようにしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 太陽光発電の方の件について、もう一度伺っておきたいと思いますが、補助金の一部だということですので、これは具体的にどれぐらいな規模、例えば総工費はどれぐらいというふうに考えておられるわけですか。（発言する者あり）

じゃあ、事業費の5,600万ですか、それで事業をするということですね、2校が、2つの学校が、ということですか、というぐあいに理解していいですね。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。2校分で5,600万円を予定しております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 3点ほどお聞きしますのでよろしくお願いします。

13ページの一番上段にありますけど、委託費の中で、なんぶ音頭制作委託料というのが115万5,000円上がっておりますね。当初予算書を見ますと、当初予算の段階でも218万上がってるわけなんですよ。率からすると50%ぐらい追加の予算になるんですけども、これが委託料が一体どれぐらい、かなりの膨大な金額300万からなるわけですね。この委託先というのが一体どんな場所なんだろうかとということが1点、これお聞きしたいんです。

それから、同じページで雇用対策の中で、賃金で雇用対策臨時賃金が53万円上がってますね。これも同じ当初の項目見ますと、3人で471万6,000円上がってますね。これは、人数はふえるんでしょうか。それとも、どういう理由でこれが追加になったのかということもお聞きします。

それから、もう1点、ずっと飛んで19ページなんですけども、竹林の整備事業がこれ補助金でなって、今、特に山が竹林で大変な状況なんですけども、これの金額が1,000万から上がってますけども、補助率というのはどれぐらいでしょうか。これが10割の補助でやるものかどうかということなんですよ。

それから、この同じ項目で、委託料で18万、猿、それからシカ駆除が上がってますね、それが普通なら鳥獣被害の防除の中の方で上がってくると思うんですけども、これに別に上がってるというのは何か根拠というんですか、そういうことがあって上がったんでしょうかということ。この3点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。私の方から13ページのなんぶ音頭の制作委託料の

関係で説明させていただきます。当初予算では南部町民歌、町民歌について委託料を計上させていただきました。音頭につきましては、歌詞、曲とも、公募する予定で現在公募しておるんですけども、なかなか作曲の部分になりますと難しい部分があります。仮に作曲、曲の方の応募があったとしても補作詞というのですか、そういったものをしてもらわなければならないということで、その分の委託料の増額。それから、音頭ですので振りつけ、踊りの方もちょっと考えてもらうようにしておりますので、そういった部分で増額をしております。

それから、委託先ということですが大阪の方にあります。以前にも旧町時代に町民歌等を作成していただきましたサウンド・ワークスという会社の方にお願いをしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。19ページのまず、猿、シカの駆除委託料についてですけども、これにつきましては林業振興ということで、以前から上げさせていただいてるというふうに思ってます。これにつきましては説明しておりませんが、今までイノシシの駆除等につきましては多分、この委託料の中で猟友会等に委託してたわけですけども、これも同じく近年このごろシカや猿が頻繁に出没するということがありまして、農作物に被害等が出てからではまた遅いということもありまして、ここで新たに追加で組ませていただいたということでございます。

それから、竹林の方の補助率ですけども、土地所有者が1割、それから町は実施主体に対して10分の9を補助ということで、この財源は県から同額が補助金として来るということでございます。先ほど言い忘れましたけども、直接これの対応をしてるのは県の方が対応しておりまして、こちらの方にこういう申し出があったということで、連絡があったものを載せているという事業でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。ところで、猿とシカなんですけども、イノシシの場合は猟友会に依頼して、委託して、駆除ですから鉄砲で撃つんですが、この猿とシカの駆除となってるんですけども、これもとらえてまたほかに放すのか、あるいは処分してしまうのかということ、どっちなんだろうということなんです、どうでしょうかということ。

それから、先ほどの教育次長からの答弁があったんですけども、これが曲ですね、作曲の方が確かに何というんですか、編曲というかね、きちんと整備されんと、なかなかなじみの歌にならないということもよく理解するもんなんですけども、一つはこの大阪サウンド・ワークスですか、ここはどういうことですか、いろいろ当たられた中でここにされたのか、それともこの方へ一方

的、一方的というんか、こちらが依頼されたのかということ。この2点についてお聞きするんですが、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。先ほどのシカ、猿ですけども、これは殺傷といいますか、という形での処理でございます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 委託先でございますけども、先ほど言いましたなかなか業者というのが、新たな業者というのがわかりかねまして、過去に西伯町民歌、会見町民歌等をお世話になった業者さんをお願いをしたところでございます。このたびの音頭につきましては、再度契約をすることになると思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井でございます。先ほど52号の議案の件で質問させていただきました。担当課長の方からも御答弁いただいたんですけど、ちょうど予算の絡みもございまして、この一般会計補正予算の関係の総務費の款の2、一般管理費の中の22、補償、補てん及び賠償金42万4,000円ということでございますが、これについて先ほど担当課長の方からはこの手当てについて、このお金の出し方について、もともとは国家賠償法の適用とか、あるいは求償権等には関係ないかといってお尋ねしたんですけど、ないというぐあいにおっしゃったんですけど、これは間違いないですか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。関係ないというふうに申し上げたつもりはございませんで、本人からぜひ賠償をしたいという申し出がっておりますので、あえてそういう請求権を行使しないという意味で申し上げたつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 確認をちょっとさせていただきます。ということは、本来なら国家賠償法等に適用するんだけど、直接の不法行為を働かれた職員さんが自分の方からこれを償うという形で、町の方の財源を捻出することなく処理するというところでございますね。よろしゅうございますか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まだ、そういうふうに賠償金を受け入れるという段階ではございませんで、今、そういうこともあるということを検討している段階でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3点ほどお聞きいたします。

まず、12ページの、総務費の合併事業費で、18番の備品購入費で、総合窓口対応用備品と、最初の説明ではテレビ電話でやるということでしたが、総合窓口というのはまだ実際はないと思っておりますが、どのような考えでこういうものが出てきたのか、出たからには何かいろいろと考えておられるのか、そのことが1点と、それから、23ページの学校管理費で、備品購入費で、パソコンの説明はあったんですが、ちょっと私認識不足なんですが、電子黒板整備209万5,000円、それから同じく中学校費で、備品購入費で139万7,000円組んであります。これについては説明がなかったように思うんですが、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 12ページ、総合窓口対応用備品ということでテレビ電話をお願いをしておるものがございますが、基本的に総合窓口というのは利用される住民の利便性を図ることが目的でございますが、受け付けの仕方からいろんな切り口がありますけれども、当然、別にありますと、そこでの担当者との相談的なことも必要になってまいります。そういったところを前倒しで取り組んでいるところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。電子黒板のことでございますけれども、先ほど太陽光のことで言いましたが、スクール・ニューディール構想、この中で学校の耐震化、ICT化、エコ化というのが上げられておまして、この中のメニューでこういったものを整備すべきだということで、このたび各校に1台ずつ入れる予定でお願いをしておるものです。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） もう1点お願いいたします。23ページで今回、西伯小学校・会見小学校、太陽光発電装置が一応予定をされておりますが、会見第二小の方ではそういうことは考えておられるのかどうかちょっと、同じ学校なんでお聞きしたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。太陽光発電につきましては、当初はすべての学校に

つけたかったわけですが、まずは会見小学校と西伯小学校、第二小学校についてはつける場所ということを考えたときに、体育館の屋根なのかなということがあったら、体育館の補修に合わせて考えていくべきではないかということで、一応ここでは上げてないということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。企画費の関係で、先ほど隣の秦議員がちょっとお聞きになりました今の郷土文化交流事業で、恐らく佐川町であろうということでありましたが、137万1,000円というのが課長の話では、どうも防災協定と文旦の話は聞いたように思いますけど、このものの中身が実際は今年度どのような形で交流されるのか、事業が何であって、補助金となっておりますので本当はもっと大きな金額で事業をされるのか。その辺をもうちょっとわかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。御質問にお答えします。

この事業は佐川町との交流をより強力に、協力実施する一環でございます。ちなみに、佐川町におかれましては、佐川町の文化ホール桜座というホールがございますが、これができてちょうど10周年でセレモニーもなされると。あわせまして、同じ時期でございますが中学校を新築なさいまして、これも竣工があるというような行事が重なりますので、その際に行かせてもらって法勝寺歌舞伎、予定では大人25名、そして子供さんが15名と、子供歌舞伎でございますね、これを向こうで公演をさせていただくということです。公演の内容であります、佐川町にもさまざまな郷土芸能がございますので、一緒にジョイント公演という形で佐川町の皆さんにごらんいただきまして、それから本町の芸能も、歌舞伎も披露させていただくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第54号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第55号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第56号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第57号……（発言する者あり）手挙げった。（「挙げった」と呼ぶ者あり）56号ですか。（「55号」と呼ぶ者あり）繰り返します、55号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 農業集落排水事業の補正ですけども、一般職の給与が増額補正になっておりまして、それで、その財源を平準化債で充当する。一般財源……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、マイク向けてください。

○議員（4番 植田 均君） 済みません。これは一般財源も見てありますけども、平準化債を増額するという内容になってると思うんですけども、一般管理費の歳出は給与と共済費等ですよ。それを起債といいますか、地方債で見るという考え方がちょっと理解できないんですけども、一般財源を増額すればいいのではないかというふうに考えるのですが、起債で増額するという考え方について説明をしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） この資本費平準化債という起債なんですけども、これは下水道事業等で当初に多額の設備投資が要ります。それにかかわらず、なかなか後からになってから収入が徐々にふえていくという事業の性質がございまして、なかなか支出に見合った収入が補てんできないということになっておりますので、事業の方が。それで、この資本費平準化債というのがありまして、これで償還金等に見合うものを補てんしていくという方法になっております。議員が質問されました給与費の方に、これを充当してはならないということではございませんので、資本費平準化債を増額いたしまして繰入金の方を減額するというので、よろしく願いしますということにしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 増額することは会計上問題ないということかなと思うんですけども、よくわからないのは、その歳出に見合う歳入が入ってこないからってというのは、事業特別会計ですから事業費として歳入がありまして、その足りない部分についてどうするかということだと思うんですけども、会計上問題ないということではなくて、一般財源を投入する考え方もあるのではないかと。それで、新たに起債を起こして利息払うことが妥当なのかっていうあたりがよく理解できないもんですから、その辺答弁できますでしょうか、よろしく願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 内容は確認したいと思いますけども、これは実績算入をしてい

ただける起債になるというふうに考えております。その場合は、単純に繰り入れするよりも有利になるということで、資本費平準化債をお願いしたいということです。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 議案第56号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。本日の上程議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、23日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、23日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来る22日は定刻より本会議を持ちまして、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。本日は御苦労さんでした。

午後4時35分散会

---